

令和8年度 北九州ロボットフォーラム
ロボット・イノベーション推進補助金

北九州ロボットフォーラムは、北九州市の産学官が一体となってロボット関連産業の拠点形成を推進するため活動をしています。この事業趣旨を踏まえ、市内の大学等研究機関・企業の革新的なロボット関連技術を活用したイノベーションを一層加速させるため、「ロボット・イノベーション推進補助金」の公募を行います。

1 補助対象者(抜粋)

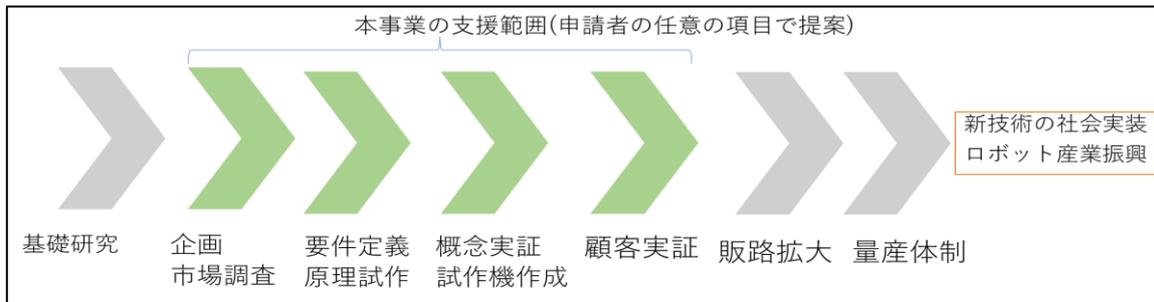
- ・ロボットフォーラム会員であること。
- ・採択後3年以内を目的に、北九州市内での実装の可能性が高い研究開発プロジェクトを行う者
- ・採択された場合、応募者名、応募プロジェクト名及びその概略を公表できる者。また、成果の発表、情報発信に協力できる者。

2 補助対象事業

ロボット技術全般を対象とした研究開発を募集します。一方で、農業分野においては人手不足や高温環境、高齢化などの課題が深刻化しており、ロボット技術による省力化・自動化の社会的ニーズが高まっています。今年度は、農業分野のロボット技術を重点分野として位置づけ、当該分野に資する研究開発については審査において重点的に評価します。

3 対象となる開発ステージ

革新的なロボット技術を活用したイノベーションに向けた、市場調査・原理試作・試作機開発・顧客実証等(一部のみでも可)に関わるもの。ロボット本体のみに限らず、アプリケーション開発等も含まれます。



4 補助期間・補助額

| 申請者 | 補助率 | 補助限度額 | 補助期間 |
|-----------|----------------|-------|------------------------|
| 大学等研究機関 | 補助対象経費の10/10以内 | 250万円 | 令和8年4月1日～ 令和9年2月28日 |
| 大学等研究機関以外 | 補助対象経費の2/3以内 | | |

※ 申請者が継続的な研究開発を希望する場合、年度末に実施する継続審査が承認された場合に限り、1回を限度に補助期間の更新ができます。

5 補助対象経費（消費税除く。ただし、大学等研究機関は消費税含む）

| 大項目 | 中項目 |
|---------|--|
| 1 物品費 | 機械装置等製作・購入費、消耗品費 等 |
| 2 労務費 | 従業員費、補助員費 |
| 3 その他経費 | 旅費、外注費、知的財産権関連経費、諸経費 ※旅費は1～3合計額の20%以内 |
| 4 間接経費 | ※大学等研究機関のみ計上可 |

6 審査について

採択にあたっては、北九州ロボットフォーラムの事業趣旨を踏まえて、ニーズの妥当性、取組みの新規性、研究開発の実施内容、実用化・事業化の可能性、地域産業への貢献などについて、技術・事業化面等の観点から総合的に審査します。

（採択予定件数：1～2件程度）

※必要に応じてプレゼンテーションによる審査を行います。

7 公募要領や申請について

公募要領や申請書様式は、4月1日より、下記のホームページでダウンロードできます。公募要領に事業の詳細、申請書の記載方法などを説明していますので、ご確認ください。

<https://www.ksrp.or.jp/fais/robot/forum/>

※ご注意

本事業へ応募するプロジェクトの取組みと同一又は同一とみなされる内容のものを、北九州市が公募する研究開発助成事業（中小企業技術開発振興助成金等）や北九州市が財源を拠出している研究開発補助事業（FAIS 研究開発プロジェクト支援事業等）へ併願することは認められません。十分に注意してください。

(1) 申請期間 令和8年4月1日(水)～ 令和8年5月15日(金)17時必着
(提出方法:郵便、電子メール、持参)

(2) 申請先並びに問い合わせ先

公益財団法人北九州産業学術推進機構(FAIS)

ロボット・DX 推進センター ロボット産業推進部 (担当:塩田・坪根)

〒808-0135 北九州市若松区ひびきの北8番1号

TEL:(093)695-3085 FAX:(093)695-3525

E-mail: robotics★ksrp.or.jp ※メール送信の際は★を@に変更してください。

8 その他

- 本補助金は、北九州ロボットフォーラム事務局である FAIS の経理等関連規定、予算措置に基づき、FAIS が実施します。そのため、予算状況に応じて、所定の補助限度額に関わらず、補助額が減額することがあります。同様に、予算状況によっては、翌年度の継続審査を実施しないことがあります。
- 補助金の支払いは、補助事業終了後の一括支払いを原則とします。ただし、採択事業者からの申請により、概算払いを可能とします。
(上限:採択額の70%)
- 本補助金事業の成果に関わる知的財産権は、特段の定めがない限り、申請者に帰属します。